

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(平成28年第4回定例会)

筑西市議会

## 福祉文教委員会 会議録

### 1 日時

平成28年12月13日(火) 開会：午前10時 閉会：午後2時15分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

請願第4号 「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書」の採択を求める請願

請願第5号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願

議案第74号 筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第75号 筑西市子ども・子育て会議条例の一部改正について

議案第77号 平成28年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算

議案第78号 平成28年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第79号 平成28年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第83号 平成28年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第84号 平成28年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

議案第86号 平成28年度筑西市病院事業会計補正予算(第1号)

---

### 4 出席委員

委員長	増渕 慎治君	副委員長	保坂 直樹君			
委員	小倉ひと美君	委員	三澤 隆一君	委員	稲川 新二君	
委員	大嶋 茂君	委員	真次 洋行君	委員	三浦 譲君	

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

---

委員長 增 渕 慎 治

○委員長（増淵慎治君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託された議案について、ただいまから審査をしていきたいと思っております。

なお、議案の審査の順序であります。皆さんのお手元に配付いたしました順番で、先に請願2件を審査していただき、その後、執行部に入室していただき、条例議案が2案、補正予算議案6案について、所管部ごとに審査をお願いしたいと思っておりますが、異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、まず請願第4号「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書」の採択を求める請願」であります。この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

なお、この請願は、請願提出者から議会参加の申し込みがありましたので、ただいまから説明と意見等の陳述があります。

それでは、説明の方のご意見をお聞きしますので、入室をお願いします。

〔請願提出者入室〕

○委員長（増淵慎治君） ご苦労さまでございます。

それでは、早速説明者の方々から説明と意見等の陳述をお願いしたいと思います。

それでは、よろしくをお願いします。

○請願提出者 おはようございます。

○委員長（増淵慎治君） マイクをお願いします。

○請願提出者 奨学金の制度改善と教育費負担の軽減に関する意見書をぜひ採択いただきますようお願いいたします。

我が国では、主に大学生になりますけれども、保護者の賃金が下がり続けている一方、大学の学費が高騰を続けております。結果的に学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっている、こんな現状がございます。現在は、以前は日本育英会という名称でございましたけれども、独立行政法人日本学生支援機構というところが従来の奨学金制度を引き継ぎまして、現在人数でいいますと135万人を超えるような大学生が奨学金を受けております。この数字は、全国の大学生のほぼ2人に1人が奨学金を受けて大学に行っているといったようなことになっております。一方、大学を卒業した後に、今度は就職ということになりますけれども、3人に1人が非正規雇用ということになっておりまして、現在の奨学金は貸与型でございますので、返済に当たりまして8人に1人が返済が滞るような状況になっているということでございます。

一方、国立大学の授業料につきましても、現在年間で54万円かかります。これは国立大学でございます。政府のほうでは、2031年には、この授業料を93万円まで引き上げるといったようなことが言われております。こういったことになりますと、学ぶ意欲と能力を持った子供さんが高等教育を受けることが非常に難

しくなってくるといったようなことがございますので、今回私どもで3点につきまして記してございますけれども、奨学金制度を貸与型から給付型、返さなくてもいいような制度にぜひ改めていただきたい。大学生のみならず、高校生にもこういった給付型の奨学金を広めていただきたいということと、今すぐ現状は無理ということでしたら、今の貸与型奨学金については、返済するときに利子がついておりますけれども、この利子が無利子といったような取り扱いにしていきたい。また、今は返済がおくれると延滞金が発生するような状況になってまいりますので、こういった延滞金などについても廃止をしていただくような、そういったことをぜひ請願ということでお願いをしていただきたいと思っております。

また、あわせて、大学の学費の引き下げ、授業料減免の拡充、こういったことについても充実をお願いしたいといったようなことで、きょうは請願ということで上がった次第でございます。

○委員長（増淵慎治君） どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで、せっかく請願者が来ていますので。

では、大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 最近のマスコミ報道によりますと、貸与型から給付型、これが何年でしたっけ、2年ぐらい先に導入されるということが報道されておりました。ただ、その場合、成績が大分関係あるようですね、そういった方向性が決まったということになっておりましたので、この件については前向きな、もう国のほうでもなっているかと思えます。この意見書につきましては、全く私そのとおりでと思います。ヨーロッパ、欧米から対照しますと、この請願、意見書については大体私も熟知しておりますので、そういったことで、貸与型から給付型になったということで、これは承知しておりますので、この点についてはよろしいかなと思うのですけれども。

以上です。

○委員長（増淵慎治君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。このお話聞かせていただきまして、意欲を持った貧困世帯ということで、僕は非常にそこ、そのとおりでというふうに思うのですけれども、ちょっと簡単な質問なのですけれども、私立大学とか専門学校まで、ここに書いてある高い職業能力という意味では専門学校も含まれてくると思うのですが、そういったものに対してはどうなのですか。対象、同じくということですか。

○委員長（増淵慎治君） では、説明をお願いします。

○請願提出者 対象につきましては、大学生、あと専門学校などの学生さんについても対象としていただきたいということでございます。私ども昨年からアンケートをとりましたり、あとは全国の署名を行いました。全国の署名は303万筆集約できまして、政府と文部科学省にことしの3月に提出をいたしました。私ども超党派でお願いをしてございまして、各党とも給付型の奨学金ということで今考慮していただいております。ただ、予算の関係ということが国のほうでもお話がございまして、来年は1人につき3万円というふうな金額が提示されたようにマスコミの報道では聞いておりますけれども、3万円という金額、まだまだ少ない金額でございますので、この辺の拡充をさらに求めていきたいというふうに考えております。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 私立も当然同じですね。

○請願提出者 はい。大学生ということで。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 讓君） 本当にこれは借りている人が卒業後、返済が、当然したいのでしょうけれども、なかなか仕事上払えないという状況はよくマスコミでも流されていますけれども、そういったアンケートなどをもって、具体的な事例だとか深刻さをあらわすものというのはどういうものがあるかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○請願提出者 今の日本学生支援機構の奨学金は、いわば教育ローンの意味合いが強くなっておりまして、返済がおくれますと、いわゆる金融機関で言うところのブラックリストに載ってしまう、そういったようなこともあるようでございます。そうなりますと、例えば就職されてから車を借りる、住宅ローンを組まれる、そういったときにも支障が出る、そういったこともあるようでございますので、ぜひそういった制度そのものを改めていただけるような、そういったことを考えております。従来の日本育英会の時代には、例えば教員を目指されるという方の場合には、大学在学中に受けた奨学金については返済が免除される、そういった制度もあったのですけれども、それも今全くないといったようなことになっているのが現状でございます。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 現在の奨学金という制度は、原資って何で回っているのですか。

○請願提出者 独立行政法人でございますので、従来の学生支援機構は財政投融资などから資金が回っていたというふうに聞いておりますけれども、今の独立行政法人日本学生支援機構は、国の資金と、あとはいわゆる金融機関からの借入れもあるというふうに聞いております。そういったことがあるので、返済がおくれますと当然延滞利子といったような措置がされるというふうに聞いております。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） そうすると、延滞があったりですとか、そういった部分で当然補填される部分というのは私たちの税金とかから投入等を当然されていくのだと思いますけれども、その額ってどのぐらい今あるのですか。年間の補填というか。

○請願提出者 そこまではちょっと私も把握はしておりませんが。

○委員（稲川新二君） この2番については、ある程度納得できる部分もあるのですけれども、そういった、いずれにしても私たちの税金が投入されていくという部分で、何から何まで、確かにいいことなのですが、結局これ、今2人に1人が奨学金を申請しているということなのですけれども、これがどんどんふえた場合に、この制度自体が結局は維持できていくのかというところを私は懸念しているのですけれども、本来の目的とちょっと離れていて、言い方がおかしいかもしれませんが、過保護にし過ぎててもまたどうなのかという部分が、私はもうちょっと検討する部分であるのかなと思っております。この請願自体は納得できるところはございますが、そういった予算の部分で、今後それをどんどん、どんどん

請求していくのはいいのですけれども、国が回っていくのか、行政法人が回っていくのかという部分でちょっと懸念する部分が私にはございます。

○委員長（増淵慎治君） その点をどうぞ。

○請願提出者 現在国の予算に占める教育費の割合ということが一番肝心なところかと思っておりますけれども、欧米諸国から比べましても、教育費が占める割合が、日本の場合には残念ながら相当低いということがございます。こういった、今暫定的に与党のほうからもマスコミを通じまして、月3万円程度の金額というふうに出ておりますけれども、ぜひ将来を担うような人材を育てるという意味からも、こういった奨学金制度、教育にかかる費用につきましては増額をいただくと。まだまだ余地はあると思っておりますので、ぜひこの辺は私どもでも請願という形で、国のほうに皆様のほうからもお話しただけますようお願いをしたいということでございます。

○委員長（増淵慎治君） よろしいですか、稲川委員。

○委員（稲川新二君） はい。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） この制度は、確かにそういう形で推進していることはわかります。しかし、今まで受けている方、奨学金制度、日本育英資金、今はなくなって、今は日本学生支援機構ということになっていますけれども、大体返済が15年とか18年とかというふうになっていると思うのですけれども、この制度で今まで受けていた人については、これは今現役生を含んでどういう形で考えているのか。その辺は国でもはっきりしていないし、その辺はどういうお考えを持っているのか、まずお聞きしたいのです。今借りている方は結構いらっしゃいます。百何万人いると思いますが、数字的には。その方々は、今度はこういう制度になって、今返しているとか、現実的にすごいギャップが出てくると思うのです。今言っているのは、出てきているのは、今そういう形で払っていけない人、百何万人の何%、ちょっとわかりませんが、8人に1人と言っていますけれども。だから、そういう人たちについてのこういう形はというふうには、学生で一生懸命勉強してなっている方については、どのような対処の仕方というのは、これは考えているのですか。

○委員長（増淵慎治君） 制度ですね。2つ制度になる可能性もあるということで。それについて。

○請願提出者 今借りてられる方が約130万人を超えているということと、平均して4年間奨学金を受けた金額がやっぱり300万円平均になっているといったような、大変な金額になっております。私どもでも、まずは新たな制度を、給付型ということで新たな制度をつくっていただくということと、現状、返済については利子がついておりますので、まずそういった利子をなくしていただく、そういったことを考えております。行く行くは、予算が許せば、今受けておられる方も返さなくてもいいような制度になれば一番よろしいかと思っておりますけれども、徐々にそういった範囲を広げながら、また要求をしてまいりたいというふうには考えております。明確に現状の……

○委員長（増淵慎治君） 難しいよね。2つの制度が……

真次委員。

○委員（真次洋行君） これは今結局この請願書について、これは国の決めることなので、我々が問い合

わせすることはあれかもしれませんが、現実的にはそういう方たちもいらっしゃるの、この中で言いたいのは、やっぱり最終的には教育というのは、日本の、国家の百年の計とも言われていますから、大事な部分だと思うのです。ただ、それにしても国の予算というか、こういう部分が一番問題になってくることではないかなと思うのです。今受けている方は、多分制度ができて、金額はそれぞれまちまちなのです。8万円の人もあるし、10万円を受ける人もあるし、医学関係の人たちは15万円とか、それぞれ金額によって違うのですよね。それによって。そうすると、結構これからそういう面では本当に予算的には結構かかる部分があるのだけれども、それをどうしていくかということは、これからやっぱり国のほうで考えてもらうしかないと思うのですけれども、今言った、きょう趣旨を説明してくれたことについては、ある程度は納得はします。

ただ、私のほうは、先ほど言ったように、今までの人たちもきちっと含んだ形でこういう請願を出すのであればしてもらいたいし、でないとなんか15年払っている人というのは、ではこれから、後からそういった人はその分はどうするのだということ、この辺がきちっとしないと、どうなのかなということが個人的には思っているのです。その辺が今後取り組むにしても、そういう方たちが、現実に戻した形でしていただくことが私はある意味では130万人の人たちを、これを救おうとする制度ですので、では今までの人たちがどういう形で、では一生懸命払ってきて大変な中で、非正規の人もどうなのかなという部分に対しては、やっぱりちょっと考えていただいて、制度の内容について考えていただいてしたほうがいいのかというものが個人的な意見なのですからけれども。

○委員長（増淵慎治君） 意見だね。だから、求めなくてもいいかな。

○委員（真次洋行君） 求めるものではない。私の考えです。

○委員長（増淵慎治君） はい、わかりました。

そのほかよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、ありがとうございました。

退席をお願いします。

〔請願提出者退席〕

○委員長（増淵慎治君） それでは、審査をしていただきたいと思います。

いかがいたしましょうか。

請願第4号について、よろしいでしょうか。審査を終了させていただいてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） 意見いろいろ皆さんありましたけれども、それでは請願第4号「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書」の採択を求める請願について、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手多数。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。



その際、提出者を委員長の私、そして賛成者をただいま賛成していただきました委員の皆様にお願ひいたします。ただし、そこで、議長、副議長は賛成者になりませんので、そういうことで委員の皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で請願第4号の審査を終了いたします。

それでは、請願第5号の請願者の入室をお願ひいたします。

〔請願提出者入室〕

○委員長（増淵慎治君） それでは、続いて、請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願」であります。

この請願は、意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しております。

なお、この請願は、請願提出者から議会参加申し込みがありましたので、ただいまから説明者に説明と意見等の陳述をお願ひいたします。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

○請願提出者 私は、茨城県保険医協会の事務局長の〇〇と申します。よろしくお願ひします。

私ども一般社団法人茨城県保険医協会は、県内の医科、歯科の保険医2,038人で構成し、県民医療の充実と向上を図る目的で活動しております。保険医とは、健康保険を使って医療を提供する医師、歯科医師のことです。私どもの会には、日々会員からさまざまな相談が寄せられています。保険診療を行う上での複雑な医療費の算定方法や経営問題、中には患者さんとのトラブルに関する相談などさまざまです。

そうした中で、患者さんが実際にかかった医療費を払ってくださらないという相談は以前からありましたが、その金額が最近はずかぬ金額をめぐっての相談になってきました。例えば、医療機関の窓口で薬を出す場合、薬の飲み方や副作用などを記載した文章を発行すると、医療機関では薬剤情報提供料として10点、金額にして100円を請求します。3割負担の方ですと30円、1割負担の方ですと10円です。ある患者さんは、「この薬の説明書は要らないから、薬剤情報提供料は請求しないでほしい」と言ってこられました。また、別の例では、在宅の寝たきりの患者さんを訪問診療した事例ですが、介護保険の認定を受けておられる方に対しては、医療機関は医療保険を使う前に介護保険を優先的に使って療養指導しなければならないという決まりがあります。ところが、その患者さんは、医療保険を使えばマル福があるので、自己負担が発生しないのですが、介護保険を使うと自己負担が発生するので、自分の介護保険は使わないでほしいと言って先生を大変困らせた事例がありました。このほか、次回の診察予約を入れていただく際に、「次の受診日は年金の支給日以降にしてほしい」と言ってこられるという話はよく聞く話です。

こうしたことから、私ども茨城県保険協会では、経済的な理由での受診中断が広く起きているのではないかと考え、平成27年7月から8月にかけて、会員に対してアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果、約3割の医療機関が患者さんの経済的な理由による治療の中断を経験していました。どのような疾病の患者さんかといいますと、糖尿病、高血圧、高脂血症など健康寿命や生活の質の維持に大きな影響を及ぼす病気が多く見られました。また、歯科では入れ歯やブリッジの製作を途中でやめたり、歯周病の治療中断が見られました。また、アンケートでは、患者さんから医療費負担を理由に、治療や検査を断られたことがあるかどうか尋ねました。これについては、約4割の医療機関が経験していました。また、

3割の医療機関が、ここ半年間の間に患者一部負担金の未収金があったと回答していました。このアンケート結果から、患者さんの経済状態は厳しい状況に置かれていることがわかりました。

こうした中で、昨年6月30日に公表された「骨太方針2015」では、44項目の社会保障の改革検討項目が挙げられ、昨年12月24日には、経済財政諮問会議から「経済・財政再生アクションプログラム」が公表されました。このプログラムでは、高齢者の医療費窓口一部負担金については2つの点を挙げています。1つは、70歳以上の高額療養費制度、いわゆる一定額以上の負担額に達したら、それ以上は負担しなくて済む制度ですが、この負担限度額の引き上げを挙げています。しかし、近年、肝炎やリウマチ、がんなどに対して高い治療効果が見られるものの非常に高額な治療薬が登場し、また外来での日帰り手術など、外来通院でも入院治療でも容易に負担限度額に達してしまう事例がふえています。

窓口負担について、もう1つの制度変更は、75歳以上の後期高齢者の窓口負担を現在の1割から原則2割にすることです。これらは厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会でこの間ずっと議論されてきました。議論の中では、各委員から、高齢者の実態を踏まえた検討を求める発言がたくさん出ています。例えば、審議会委員の一人で、高知市役所健康福祉部長であられる村岡晃参考人は、次のように述べています。

「生活保護の高齢者の割合は、5年前と比べて130%を超え、高齢者人口の伸びを上回っている。低所得者への配慮を十分にすべきである」。また、日本慢性期医療協会会長の武久洋三委員は、「1人当たり医療費は高齢になるほど上昇するのに対して、1人当たり平均収入は減っていく。明らかにバランスが崩れている」と指摘されています。また、日本医師会副会長の松原謙二委員は、「後期高齢者の2割負担化については、一挙に高くすることは反対」と述べられ、高額療養費についても「高齢者の年金収入は多くない。負担を多くすることで高齢者の生活が壊れないように配慮してほしい」と発言されています。全国老人クラブ連合会理事の兼子久委員は、「高齢者の暮らしは以前から変わっていない。医療機関にかからず、重症化することが危惧されている」と述べられています。

政権与党内からも異論が出ており、自民党の社会保障制度に関する特命委員会である医療に関するプロジェクトチームの会合では、12月1日に厚生労働省からヒアリングした際に、70歳以上の高額療養費制度の見直しについては、年収370万円未満で住民税課税対象者の負担を引き上げることについて、出席議員から懸念の声が上がりました。また、公明党は、12月5日に開いた社会保障制度調査会で、中間所得層の負担増について容認できないと決議されています。高額療養費の見直しについては、法律の改正をしなくても、政省令の改正でできるので、厚生労働省や財務省では、来年度予算に反映させたい意向です。また、後期高齢者の患者負担を原則1割から2割にする件については、来年も引き続き審議会で検討し、平成30年までに結論を出すとしています。

私どもは、ふだん高齢者の方々の診察を通して、現在の医療費窓口負担でも大変なご負担をいただいていると感じております。さらなる患者負担増は、多くの高齢者から医療を遠ざけ、とりわけ治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫することになります。こうしたことから、現行制度の継続を求める意見書をご採択いただけますようお願いいたします。よろしく願い申し上げます。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます。

それでは、委員の皆さん、何かご質疑がございましたら、よろしいでしょうか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今いろいろな団体からの意見も出ましたけれども、もっともだなと思います。収入が上がっていないのに医療負担はふやすということですから、結局医療中断がふえるだろうというのは容易に予想されるので、ますます逆に医療費がかかるのかなというふうに思いますが、その辺はどのようなふうに考えておりますか。

○請願提出者 そうですね。やはり受診を中断して、手おくれになってお亡くなりになられた例とか、例えば歯科なんかでは、放置すると余計に治療に時間がかかったり、医療費もかかってしまう、重症化するということが容易に見られます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） あと、財務省の見直しなどで、収入が多ければ、それに応じた負担という打ち出し方をやっていますよね。そうすると、収入が多いならいいのではないかという考え方もあると思うのですが、その辺は現実的にどのようなふうな意見が。

○請願提出者 高齢者の方で、例えば現役並みの所得を得られている方については、応分な負担を払っていただくのが税とか社会保障の公平の点からも必要だと思いますけれども、そう現役並みの収入を得られている高齢者の方というのはごくわずかだと思いますので、財政的には余り影響はないかなと思います。ただ、税の公平化の観点からは、やはり所得に応じた負担というのは必要だと思います。ただ、一般の方は、わずかな年金ですので、そういう方については現行制度の維持をお願いしたいと思っております。

○委員（三浦 譲君） もう1つ、負担を2割にしようという考え方ですよね。そうすると、どのくらい医療費の抑制効果とか、そういったものを国のほうでは考えているのですか。

○請願提出者 それについては、ちょっと私どもで把握しておりません。申しわけないです。

○委員（三浦 譲君） 現実的にはどうなりますかね。

○請願提出者 2割になると確かに受診は、私どもの会員に対してアンケートをとったのですが、2割になったらどうなると予想されますかということ、7割の会員が患者が減ってしまうだろうと。医療機関に来なくなってしまうだろうと。一時的には医療費は下がるでしょうけれども、かえって、先ほど申し上げましたように重症化することによって、重症化すると医療費も高くなりますから、結果的にはツケが後に返ってくるのではないかと思われま。

○委員長（増淵慎治君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この問題はかなり難しい問題なのです。財源問題、これが一番問題になってくると思うのです。というのは、私も今議会で2025年の、ちょっと市長に質問したのですが、確かに65歳以上、また後期高齢者、この八、九年で3人に1人とか5人に1人という問題が出てまいります。そうしますと、ある程度のくさびというか、制限というのを設けていかななくてはいけないと思います。ただし、私ももうすぐ70近くになりますので、私、自分もこういった該当者に入ってくる、そういった中で考えているのですが、このとおり現行制度で抑えたいというのが私もそのとおりなのですが、財源問題ね、これからやっぱり協会さんも財源問題についてよく調査して、積み上げをして、そういったものも今度要望書の中に入れてもらえればいいのかと考えますので、そこら辺のところよろしくお願ひします。

○委員長（増渕慎治君） いいの、答弁求めなくて。

○委員（大嶋 茂君） いいです。

○委員長（増渕慎治君） ほかによろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

では、退席をお願いいたします。

ご苦勞さまでございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長（増渕慎治君） それでは、皆さんの、お二人から出ましたけれども、ただいまから審査をいた  
だきたいと思います。どうでしょうか。意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、審査を終了いたします。

これより採決いたします。請願第5号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現  
行制度の継続を求める意見書の採択を求める請願」でございます。賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手多数。よって、本件は採択と決定いたしました。

先ほども申しましたけれども、本請願は、意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書(案)  
として議員提出議案として提出することになります。

その際、提出者を私、委員長とし、賛成をいただいた皆様に賛成者となっていただきます。先ほど言  
いましたけれども、議長、副議長は賛成者になりませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、請願の審査を終了いたします。

それでは、ここで5分休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

---

再 開 午前10時42分

○委員長（増渕慎治君） それでは、委員会を再開いたします。

続きまして、12月9日、本委員会に付託されました議案について審査をしております。

それでは、各議案については各所管部ごとに審査をしております。

まず初めに、保健福祉部でございます。

まず、議案第74号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に  
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」、非常に長いですが、に  
ついて審査していきたいと存じます。

それでは、医療保険課から説明をお願いいたします。

鈴木医療保険課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） 医療保険課の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第74号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法の第9条第1項に定める法定事務以外の事務で、法第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し、情報連携の対象となる独自利用事務として、医療福祉費及びはぐくみ医療費の助成に関する事務を規定するため、市条例を一部改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、市条例第4条に規定する個人番号の利用範囲につきまして、現行では番号法第9条第2項、個人番号の利用範囲を番号法別表第2の第2欄に掲げる事務と規定しておりますが、今回、第4条第1項の条文を改正し、別表第1を新設し、独自利用する事務として医療福祉費及びはぐくみ医療費の支給等に関する事務を規定するものでございます。

次に、第2項を新設し、新設の別表第2に掲げる独自利用する医療福祉費及びはぐくみ医療費の支給等に関する事務を処理するため、マイナンバー利用の庁内情報連携する特定個人情報の範囲を規定するものでございます。

そのほか、現行の第2項が第3項と条項ずれするものでございます。

また、施行期日を公布の日からと附則に規定するものでございます。

なお、今回の改正により、マル福及びはぐくみ医療費支給制度による子どもの医療費助成などに関する事務に必要な他の機関の保有する情報を、マイナンバーを活用した情報連携により、申請者が窓口で提出する添付書類が省略、簡素化できるなど、利便性の向上と行政事務の効率化を図ることができるものと存じます。

説明は以上です。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは大変難しい、我々条例もちょっとダウンロードしてみたのですが、簡単に言えば、この医療福祉、あとははぐくみ医療、この事務についてマイナンバーを使えるということですよ。はい、わかりました。

○委員長（増淵慎治君） 確認でいいのですか。

答弁をお願いします。

○医療保険課長（鈴木利正君） 大嶋委員さんの質疑にお答えさせていただきます。

今回の改正によりまして、マイナンバーを活用してマル福、はぐくみ医療費に関する事務ができると。情報連携した事務ができるということでございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 現在のやり方と新しいやり方を比較してみるとということで、現在はどのようなふう

にやっているのかと。ここに、この2ページのところにある特定個人情報全部で11項目、この11項目を突き合わせる作業というのは、一つ一つ現在はやらなくてはならないのかなと思うのですが、実際はどういうふうに行われているのか。

○委員長（増淵慎治君） それでは、鈴木課長、答弁。現行の制度ですね。

○医療保険課長（鈴木利正君） 現行は、このはぐくみ、マル福の申請におきまして、申請をしていただく前に所得確認とか、あとは住民情報に関することなどを公的な資料を添付していただくということでやっております。また、庁内につきましては、個人情報等の目的外使用というふうな申請をしまして利用するというようなことで手続があります。それが今度はマイナンバーを活用すれば、マイナンバーを活用してシステムからそれを確認できるということで、申請者の利便性の向上につながるというふうに考えております。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、今までは申請者が添付書類を自分であちこちから集めて申請をしたと。今度は、その添付書類は要らないということで考えていいですか。

○委員長（増淵慎治君） 鈴木課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） 基本的に委員さんの、そのとおりでございます。

○委員（三浦 譲君） どれだけ合理化というか、手間が省けるかということですけども、はっきり言ってどのくらいなのか。

○医療保険課長（鈴木利正君） お答えします。

事務量ということの今ご質疑でございますが、事務量ということに、今のマイナンバーを活用した情報連携によりまして、事務量がどれだけ削減できるかということは、ちょっとそこは精査はしてございません。計算とか試算してございませんので、この場でお答えできる数値はございません。

○委員（三浦 譲君） 新しい作業の場合は、例えば申請者が、私、誰それですといった場合には、コンピューターで確認するわけですね。そうすると、この11項目の中から必要な事項を引き出せるということで、自動的に引き出せるのであれば、相当手間が省けると思うのですが、どういう方法か、よく具体的に見えないので、どれだけ担当者が楽になるのか、あるいは逆に忙しくなるのかということがよく見えないのですけれども。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、三浦委員さんの質疑にご答弁させていただきます。

事務的にはかなり楽になると思いますけれども、それよりも申請する市民の方の手間、そういう添付するための書類、特に1月1日現在でここに住基登録していない人、よそから転入する方は、その前の住所地のところで所得証明書とかそういうものを申請してとっていただいて添付していただくということになりますので、近場から転入すればそれほどでもないのですけれども、遠方からの場合は書類を取得するまでにちょっと手間がかかっております。そういう手間が省けるのかなというふうに考えております。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。最後でお願いします。まとめてね。

○委員（三浦 譲君） あと、セキュリティーの面なのですけれども、議会で質問したときには、総務部長が後から追加の答弁を行ったので聞けなかったのですけれども、マイナポータルは来年の7月からです

よね。この施行はその前にやるという答弁だったので、そこらの期間があくのですよね。つまり、自分の情報がどう使われているか確認する期間がずれる、実際の運用と。ということで、実際はその辺どうなのですか。施行からマイナポータルまでの間というのは。

○委員長（増淵慎治君） お願いします。

○医療保険課長（鈴木利正君） 今回の条例改正によりまして、庁内連携ということで、市の内部のほかの機関の中の庁内連携につきましては、施行された後、即利用できるのものでございます。また、あと他の機関ですね、市外の別の機関につきましては、国の個人情報保護審査委員会等に申請して、それが承認、認可を得た後でなければ情報連携できませんので、それにつきまして国のほうのスケジュールが、第1回目が来年の7月、平成29年7月からを予定しているということで、その次の開始は平成30年4月からというふうなスケジュールの予定が示されていますので、今回の改正によって、他の機関との情報連携が平成30年4月から開始できるだろうという見込みでございます。

○委員長（増淵慎治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結したいと思います。

これより議案第74号の採決をいたします。

議案第74号「筑西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ご苦労さまでございます。

続きまして、議案第75号「筑西市子ども・子育て会議条例の一部改正について」審査をしていきたいと思えます。

それでは、こども課から説明を願います。

児玉こども課長、よろしく願いいたします。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第75号「筑西市子ども・子育て会議条例の一部改正について」、ご説明いたします。子ども・子育て関連3法におきまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この4つが市町村の認可事業とされるとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の認可を行うときには、市町村児童福祉審議会等にあらかじめ意見を聞かなければならないこととされました。そのため、筑西市子ども・子育て会議条例の一部改正により、子ども・子育て会議の所掌事項の調査審議事項に児童福祉法第34条の15第4項の規定により、市の権限に属された事項でございます認可に際して、あらかじめその意見を聴取する機能を付与するものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 当市ではどのぐらい、そういった対象になるような事業者というか、あるのです

ようか。

○委員長（増淵慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 現在把握しているだけで市内に14事業所ございます。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これが改正になれば、現在の事業者も結局その審査を受けるといことと理解していいのですか。

○委員長（増淵慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） この事業にのせたいという手の挙がった事業所に関しては、うちのほうで認定をするということになります。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その現在やっているうちの、いろいろ意向調査というか、下調べがあると思うのですけれども、市の認可を得たいと言っているのはどのくらいあるのですか。

○委員長（増淵慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

現在14カ所のうち、その意向を示しているところは1カ所でございます。

○委員（三浦 譲君） ということは、結局ほかは基準に達していない状態で今やっている、基準に達しようと、なかなかできないというふうに理解していいのでしょうか。

○委員長（増淵慎治君） はい、どうでしょう。児玉課長、お願いします。

○こども課長（児玉祐子君） 基準に達していないとか、認可外の保育の、もちろん基準には達しております。ただ、これを受けて、市のほうからの委託費をもらっての事業まではどうかというお考えのところ、やはりかなり縛りがきつくなりますので、平たく言ってしまいますと。ですので、今の認可外の状況で運営するには、当然私どもも年に1回立入調査をしておりますので、問題なく運営はされているところなのですけれども、それ以外に私どもからの、市からの補助をもらってまでの基準までに達するにはかなり大変だという状況が多分おありなのかなというふうには考えております。ただ、これからの状況に、指導の仕方、もしくはこちらからの情報提供によっては、もしやもう少し手が挙がる場所があるやもしれません。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 市からの助成があるためにいろいろ縛りがあるという、なかなかクリアできない、その部分というのは、例えばどういうことなのでしょう。

○委員長（増淵慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 当然、例えばゼロ歳児さんを3人お預かりするためには、保育士さんが1人必要ですと。1、2歳児をお預かりするためには6人に1人必ず保育士さんを配置しなければいけないというところがございますけれども、その辺当然保育士さんの配置はされておりますが、きちんと3人に1人かといったら、その辺のところ。もしくは資格者ではない者も入っている可能性もございます。

○委員長（増淵慎治君） 真次委員。



○委員（真次洋行君） 今14カ所と言ったけれども、何人ぐらいこういうところで人数の子供さんがいるのですか。14カ所の中に。そういうのはつかんでいるのですか。

○委員長（増渕慎治君） いかがでしょうか。児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

その事業所さんによってもかなり差はございます。ただ、認可外ですので、1カ所につき19人以下で運営はされているものでございます。総数でという、ちょっと今手元に資料はございませんので、またお調べいたします。

○委員長（増渕慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） これは最終的にはやっぱり、いろいろなあれで、事業所というか、そういう形しているのだから、人数どのぐらいのあれにいるのかということだけは何らかの形で把握していく必要性はあるのかなと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○委員長（増渕慎治君） 人数の把握ということです。どうでしょう、課長。

○こども課長（児玉祐子君） 毎年立入調査をしておりますので、当然10月1日現在での資料提示はしていただいております。把握はしておりますが、申しわけございません。ちょっと手元に資料がないもので、お調べいたしますということなのです。把握はしております。

○委員長（増渕慎治君） ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第75号の採決をいたします。

議案第75号「筑西市子ども・子育て会議条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ご苦労さまでございます。

それでは、次に議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本委員会の所管について審査をしていきたいと存じます。

なお、議案第77号につきましては複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後採決していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について説明を願います。

まず最初に、若林保健予防課長、よろしくお願いいたします。

○保健予防課長（若林洋子君） 保健予防課、若林でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、保健予防課所管の補正予算につきましてご説明させていただきます。

まず、8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、中段、定期予防接種個別接種委託、期間、平成29年度、限度額2億1,155万円。続きまして、その下の任意予防接種個別接種委託、期間、平成29年度、限度額2,548万円。続きまして、成人健康診査受診券等印刷・封入封緘委託、期間、平成29年度、限

度額39万1,000円。続きまして、女性がん検診受診券等印刷・封入封緘委託、期間、平成29年度、限度額46万2,000円。がん検診無料受診券等印刷・封入封緘委託、期間、平成29年度、限度額86万4,000円でございます。これらにつきましては、平成29年度から各事業をスムーズに実施する必要があることから、平成28年度中に準備を進めるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、2、変更、医師修学資金貸与（平成28年度決定分）の限度額を5,400万円に変更するものでございます。9月議会におきまして、医師修学資金貸与の債務負担行為として、平成28年度決定分貸与者2名の6年間分4,320万円の議決をいただいたところでございます。その後、貸与者選考の中、医師修学資金貸与選考委員会によりまして、積極的な医師確保を図る必要があるとの助言をいただきまして、貸与者の額を1名ふやし、3名とすることに伴う債務負担行為の増額変更をお願いするものでございます。

次に、27ページをお開き願います。県西総合病院組合参画事業4,980万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、県西総合病院組合負担金特別負担金でございます。常勤外科医3名が退職されたことに伴いまして、平成28年度は外来と入院患者の受け入れができなかったことから、患者数が減少し、それに伴う医療収入の減少によりまして、今回補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（増淵慎治君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 医師確保の修学資金のことですけれども、議会で将来にわたって筑西市で働きたい人を採用するというような内容の答弁があったのですけれども、この申請する人は全員がそういう気持ちで申請するのではないのかなというふうに思うのですが、それでもいろいろ面接とか、差をつけるのだと思いますけれども、その辺のところはどうなのでしょう。特に今回1人追加ですよね。それはどういう選抜でやったのかということ。

○委員長（増淵慎治君） それでは、若林課長、答弁お願いします。

○保健予防課長（若林洋子君） お答えいたします。

応募者の方を医師修学資金貸与選考委員会の委員の皆様によりまして、書類審査と面接のほうで審査しまして、面接の中で地元貢献したい、地域医療に貢献したいという方を人選させていただいて、一応3名。今回、現役の医学部の学生さんが2名貸与決定になりまして、受験生が1名ということで、一応3名を今回は選ばせていただきました。

○委員（三浦 譲君） 要するに、選抜する上では差をつけなくてはならないわけで、委員会のほうで。それは、みんなやる気のある人たちだというふうに私は思うのですが、その辺の選抜、具体的にはどういうふうにされての今回の追加だったか。

○委員長（増淵慎治君） 部長、お願いします。

○保健福祉部長（神原光司君） 選抜の面接の前に、10日ぐらい前に、その方個人個人の学校の成績表等から細かいことを審査員さんに送るわけです。ですから、まず医師になれるか、なれないか程度の、医学部に入れるかどうかというのも1つの判断基準になります。それと、これ貸与期間が終了した後、勤めて

いただいて8年間働けば今までの分が、最大8年間働けば免除になりますけれども、ただその後どうしますかという設問もあります。開業したいと言われれば、ちょっと評価が低くなるかなというところもありますので、やっぱりここにずっとそのまま勤務医として働きたいですという、そういう心証的なものもあります。あとは、それからお住まい、出身地、住まいは今大学の近くでしようけれども、出身地がこの近辺にあるというのも1つの評価になります。例えば、遠いところでは九州とかそちらのほうから、何もこちらに関係もないところから応募してくてくれる方もいます。ただ、本当にここに骨を埋めてくれるのかというところも1つのまた評価になります。そういうことで判断しております。

以上です。

○委員長（増渕慎治君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 27ページで、県西総合病院で3名の方が退職して四千九百何万円ということで出ていますけれども、これは県西総合病院は、今後3名が医師が確保できなければ、このままどういふあれかわかりませんが、収益的には減ってくるということで、足りないから出しているのだと思うのですけれども、この辺はどういう形に今度はなってくるのですか、考え方としては。ずっとこのまま続くのですか。

○委員長（増渕慎治君） それでは、市村市民病院事務部長。

○市民病院事務部長（市村雅信君） すご質疑でございますが、本年の4月から確かに常勤の外科医が3名引き揚げました。これは千葉大学のほうです。その後、水谷医療監のご尽力によりまして、中核病院に支援をしていただく方を先行で派遣をしてくれるということで、来年の4月1日に筑波大から3名の医師がほぼ内定しておりますので、3名減した分が3名が補填、補充されるということで、従来の医業収益の収支に戻るのではないかとこのふうにも考えているところでございます。

○委員（真次洋行君） では、今回そういう形にしたから、来年の4月からはまたもとに戻るといふ考え方ですね。収益的な面でね。3名が来るといふことだから。

○委員長（増渕慎治君） だから、かわりに来年度からまた3名入るといふ形がいいのでしょうか。市村市民病院事務部長。

○市民病院事務部長（市村雅信君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（増渕慎治君） そのほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結したいと思います。若林課長、どうもご苦労さまでございました。

次に、高橋健康づくり課長、よろしくお願ひいたします。

○健康づくり課長（高橋恵子君） 健康づくり課の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

第3表、債務負担行為補正の健康づくり課の債務負担行為につきまして説明させていただきます。8ページをお開き願ひます。下から7段目の妊婦・乳児健康診査委託でございます。期間、平成29年度、限度額7,081万1,000円でございます。これは母子保健法に基づきまして、妊婦及び乳児の一般健康診査を契約医療機関において実施するものです。妊婦健診につきましては、妊娠期間中に14回、乳児健診につきまし

ては、5から8カ月、9から11カ月のそれぞれの時期に1回ずつ受診することができます。

その下の24時間電話健康相談サービス委託です。期間が平成29年度、限度額は672万9,000円、こちらにつきましても、フリーダイヤルで24時間、家庭にしながら相談できる市民生活のセーフティーネットとしてトータル的な市民サービスとして提供するものです。

続きまして、その下のメンタルチェックシステム運営管理委託です。期間、平成29年度、限度額は10万2,000円でございます。こちらにつきましても、携帯電話やパソコンを利用して、市民が気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムです。健康状態や人間関係、住環境など約13の質問に回答することで、ストレス度や落ち込み度が表示されます。

以上、3種の委託契約につきましても、平成29年4月1日からの利用のため、平成28年度中に準備を進めるのに債務負担行為の設定をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願ひます。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 24時間対応でフリーダイヤルということでありましてけれども、これはフリーダイヤルだから件数は把握できないと思うのですけれども、状況的にはどういうふうな、記録には残っていると思うのですけれども、フリーダイヤルかけてあれしても。どういうふうな状況で報告受けていますか。

○委員長（増淵慎治君） 高橋課長。

○健康づくり課長（高橋恵子君） お答えいたします。

こちら、どういう内容のものが何件というふうに報告していただいております。平成23年の6月から始まったものなのですけれども、大体年度的には同じものが第1位ということで、気になる体の症状に関する相談とかがやはり一番多い相談件数になっております。トータル的なものとしましても、平成27年度は1,785件ありました。

○委員長（増淵慎治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。どうもありがとうございました。

次に、鈴木医療保険課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」中、医療保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の16、17ページをお開き願ひます。歳入でございます。まず、説明欄に3つほど記載のございます養育医療費負担金でございますが、これは未熟児の養育医療費の給付に関するものでございます。この未熟児養育医療支給事業につきましても、保健福祉部医療保険課提出資料に事業概要を記載しておりますが、今年度の給付額について10月までの6カ月分の実績が、長期入院者が複数いることなどにより、例年の1.4倍に伸びていることから、今回の増額補正をお願いするものでございます。

議案書に戻りまして、この未熟児養育医療給付費に係る増額見込みによる歳入として、款13分担金及び負担金、説明欄19、養育医療費負担金32万円の増額補正は、保護者自己負担金の増額見込みでございます。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、説明欄の37、養育医療費負担金74万

円の増額補正は、国庫負担金の増額見込みでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、説明欄の31、養育医療費負担金37万円の増額補正は、県負担金の増額見込み額でございます。

次に、項2県補助金、目3民生費県補助金、説明欄の11、医療福祉費補助金（過年度分）559万3,000円の増額補正につきましては、平成27年度医療福祉費、マル福の支給額の確定により、県補助金が追加交付されるものでございます。

次に、24、25ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目4国民健康保険事業費、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金2億9,373万3,000円の増額補正につきましては、国保の被保険者への医療費給付額の増額見込みにより、平成28年度国民健康保険特別会計予算の不足額を一般会計からの繰出金で調整するものでございます。詳細につきましては、議案第78号でご説明いたします。

続きまして、目7医療福祉費、説明欄、未熟児養育医療費支給事業180万円の増額補正につきましては、歳入でご説明しました入院養育が必要と認められた未熟児の医療費の支出増加見込みにより、増額するものでございます。

続きまして、目8老人医療給付費、説明欄、後期高齢者医療経費1,463万5,000円の増額補正につきましては、平成27年度後期高齢者医療給付費市負担金の確定に伴う精算のための増額分に人事異動及び人事院勧告による給与改定などに伴うもので、後期高齢者医療職員給与関係経費の減額分を差し引いた所要額を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。詳細につきましては、議案第79号でご説明いたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 事前にこちらの資料いただきまして、ありがとうございました。未熟児の養育医療費支給事業ですね。

それでは、質疑願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） この資料をいただいて、本当によくわかりました。ほとんど聞くところもないほど丁寧に出ています。それで、あと筑西市のほうでは、今年度は少々増加傾向のようですけども、これは全国的というか、全体的にはどうなのですか。

○委員長（増淵慎治君） 鈴木課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） お答えします。

済みません。全国的な傾向についてはちょっと把握していないので申しわけございませんが、お答えはできません。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） やっぱり確認で、これはどのぐらいまでの期間、この制度は受けられるのですか。

○委員長（増淵慎治君） 期間です。鈴木課長。

○医療保険課長（鈴木利正君） この未熟児養育医療費支給事業の対象者ですが、1歳の誕生日の前日までということで、1歳になるとこの対象にはならないということでございます。

（「ゼロ歳児ですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） ゼロ歳児ね。ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

次に、山口社会福祉課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） 社会福祉課、山口でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、社会福祉課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。まず、7ページをごらんいただきたいと思ひます。第3表、債務負担行為の補正でございます。下から3つ目でございます。自立相談支援事業の委託ということで347万円の計上でございます。これにつきましては、生活困窮者自立支援事業の中の相談事業、こちらを市の社会福祉協議会でも行うことにするための委託事業ということでございます。結局市の福祉相談窓口とあわせまして、その生活困窮者が比較的多く集まる総合福祉センターにおいても相談事業を行うための委託ということでございまして、4月から通年、そういった相談ができる環境を整えるため、そのための委託ということでご理解いただきたいと存じます。

続きまして、歳入歳出の補正予算でございます。大きく3つの事業がございます。歳出ベースのほうで説明をさせていただきますので、22ページ、23ページをごらんいただきたいと存じます。まず、1つ目でございますけれども、23ページの中段にございます年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事業でございます。こちらで6,819万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、一億総活躍社会の実現を目指すものでございますが、その中で給与の引き上げの恩恵を受けない65歳以上の方、非課税の方ですけれども、そちらを対象にした臨時給付金ということでございます。この事業が9月9日をもちまして終了となったことから、その事業費の精算という形で、今回マイナスの減額補正をさせていただくものでございます。結果といたしまして、9,499名の方の申請をいただきまして、申請率は90.2%、比較的高かったということでございます。これは1人当たり3万円の支給ということがあったということでございます。あわせまして、これは国庫負担金でございますけれども、こちらにつきましては6,819万8,000円のやはり減額補正ということであわせて計上させていただいているところでございます。

次に、同じページでございますけれども、臨時福祉給付金の経済対策分の支給事業ということでございます。こちらでは3億4,253万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、8月2日の閣議決定によりまして、10月11日に成立した国の補正予算に伴うものということでございます。基本的には消費税の引き上げに伴う、これは再々延期になりますけれども、そのための低所得者への配慮として新たにできた制度ということになります。基本的には、消費税の3%の影響分の2年半分ということで、1人当たり1万5,000円が支給されるというふうな形になります。これにつきましては、この後3月に申請書等を配布いたしまして、3月後半から受け付けを開始していくというふうな予定になっております。これにつきましては、やはり国庫補助金でございますけれども、3億4,252万5,000円のやはり増額補正を要望しているところでございます。この2つの臨時給付金につきましては、国庫補助率につきましては、全て10分の10という形になります。

続きまして、24ページ、25ページをごらんいただきたいと存じます。25ページの下段のところは生活保

護者扶助事業というのがございます。こちらで4,000万円の増額補正を要望するものでございます。これにつきましては、生活保護世帯、人数ともに増加しておりまして、本年度末の生活保護費に不足が生じるということが見込まれるための補正というふうな形になります。ちなみに、平成28年3月末時点の生活保護者数、これは27年度末になりますが、715世帯、人数は884人ということでございましたけれども、その半年後でございます平成28年9月には746世帯、921人ということで31世帯、37人増加したということでございます。これを単純計算いたしますと、本年度末には776世帯、960人ということで、61世帯、76人増加するということが今見込まれております。さらに、高齢化の影響によりまして、医療扶助、介護扶助、こういったものも増加するということが見込まれておりますので、増額の補正をさせていただくものということでございます。これに伴いまして、やはり国庫負担金でございまして、こちらで2,999万9,000円の増額補正をさせていただいております。これに伴う国庫補助率につきましては、4分の3ということになります。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 7ページの自立相談支援事業委託ですけれども、委託先ってどのような感じになりますか。

○委員長（増淵慎治君） 山口課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） 委託先につきましては、市の社会福祉協議会になります。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 23ページの年金生活者の福祉給付金なのですけれども、1割の人が受けないというのは大きい話だと思うのです。1人3万円ですから。前に似たようなことで聞いたときに、ばらまきだから要らないというような拒否をする例もあったと思うのですが、ちょっとそれにしても多いのではないかなと思うので、その辺詳しくわかったところでお願いします。

○委員長（増淵慎治君） 山口課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） お答えいたします。

この年金生活者の給付金でございまして、通常消費税に伴う給付金よりもかなり金額が大きい。3万円ということもありますので、比較的高い申請率になったということも考えられます。また、今回は65歳以上の方ということに限定しておりますので、そういう方たちの申請というのは比較的多いのです。逆に臨時福祉給付金のように65歳以下の方、そういう方に対する申請のほうは若干これよりも低いというふうなことだと思います。これは平成26年に臨時給付金が始まりまして、平成26年、平成27年、ことしもやっています。同じようなシステムでやっておりますので、制度的には周知されてきているので、申請のほうも伸びているというふうを考えております。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、拒否する人は別ですけれども、何らかの理由で、知っていれば申請したのにと部分はないですか。

○委員長（増渕慎治君） 山口課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） 基本的に制度に理解を得た方については、当然全員を対象に申請書等を送っておりますので、申請があるのかなというふうには思っております。ただ、この中では、例えば認知症とか、精神的な病を持っている方もおりますので、そういう方たちが制度的に理解をできないということもありまして、申請にたどらないという方もあるのではないかなというふうには考えられます。そういう方たちに対しては、例えば民生委員さんをお願いして、要援護者の方にはそういう制度がありますという制度周知をさせていただいています。ただ、一番そういう方たちに対しての支援としては、家族とか親族とか地域の方、隣近所の方、そういう方たちが申請を支援する、そういうふうな仕組みもあっていいのかなと。そういうふうな日ごろからの関係づくり、これが大事なのではないかなというふうに考えます。

○委員（三浦 譲君） そうすると、結局もらわなかった人の大部分というのは、例えばひとり暮らしだとか、ほかとは関係がつかれない人だとかといったような孤立的な人なのかなというのですか、何らかの措置がとれないものかなと思うのですけれども、どうですか。

○委員長（増渕慎治君） 山口課長。

○社会福祉課長（山口信幸君） 確かにひとり暮らしの方もあると思います。ひとり暮らしの方は、ある程度制度に理解していただける方については申請もいただいているのかなというふうに考えております。ただ、孤立している方とか、先ほど言ったように精神的に、そういったものを理解できない方については、やはり何度も申しますけれども、市は全体の方に平等に申請いただけるようなシステムをつくっていく。それに対して、では受ける側としてもそういった情報を、やはり自分から受け取っていただく。また、自分で理解できない場合は、同居している家族であったり、親族であったり、友人であったり、隣近所の方であったり、そういう人たちの支援をやはり求めて申請するというのもあっていいのかなというふうに考えます。

○委員（三浦 譲君） ということは、今そのシステムがないということになりますよね。

○社会福祉課長（山口信幸君） 後見人制度とか今出ましたけれども、そういったものでちゃんと制度を利用している方は間違いなく申請ができていますけれども、それ以外の方ではなかなかできない方もいます。これはやはり常日ごろの、やはり隣近所とのつき合いとか、家族、親族、そういった方たちと良好な関係を築いていただくということが一番重要なのだろうというふうに思います。

○委員長（増渕慎治君） ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。山口課長、ご苦労さまでした。

続いて、児玉こども課長、よろしくをお願いします。

○こども課長（児玉祐子君） それでは、議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」中、こども課所管の内容についてご説明申し上げます。

最初に、債務負担行為でございます。8ページをおあけください。3項目ございますが、いずれも平成29年4月1日から業務執行を必要とする委託業務でありますことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。



8 ページの 8 行目です。事項名、子育て支援センター下館会場運営委託、限度額780万3,000円でございます。現在小林の総合福祉センター内で運営しております子育て支援センター下館会場の運営を、引き続き民間事業者へ運営を委託するものでございます。

次に、9 行目、事項名、保育料収納事務委託、限度額33万6,000円でございます。市内の民間保育所に入所しております児童の保育料について、保育料収納事務の一部を民間保育所に委託し、各種通知等を保育所から配布してもらうことによりまして、郵送料の軽減と収納率の向上を図るものでございます。

次に、10行目、事項名、地域子ども・子育て支援事業委託、限度額1億3,017万8,000円でございます。子ども・子育て支援法により、地域の実情に合わせて行う事業とされております13事業のうち、委託業務として行う放課後児童健全育成事業、それからファミリー・サポート・センター事業、こちら2事業分の予定額でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、説明欄、放課後児童クラブ入退管理モデル事業としまして、補助金200万円の増額補正をお願いするものでございます。歳出で新規補正をお願いいたします放課後児童クラブ入退管理モデル事業の財源でございます。新規事業費の増に伴う国庫補助金の増額補正でございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして、24、25ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄の放課後児童クラブ環境改善整備推進事業の中の放課後児童クラブ入退管理モデル事業補助金として200万円の増額補正をお願いするものでございます。これは国が平成28年度補正予算による事業として示しました放課後児童クラブ入室管理モデル事業実施要綱によるものでございまして、放課後児童クラブにおけるICT化により、放課後児童支援員等の業務負担を軽減するとともに、子供の出退状況の管理や保護者への情報提供等を通じて、保護者が安心や子育てと仕事の両立の支援を図ることを目的としておりまして、補助率10分の10分の補助金の財源を確保するため、200万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑をお願いいたします。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） 説明ありがとうございます。このICT化……

○委員長（増淵慎治君） 何ページ。

○委員（三澤隆一君） ページ、済みません。25ページの歳出のところなのですが、支援員の業務負担を減らすという意味で導入されるということなのですが、この導入するに当たって委託先があるのか、もしくはなければ機器の購入が当然あると思うので、その業者がどこなのかということ。あとは、今何事業というか、学校でやっている場合もあるのでしょうか、何事業所があつて、1所当たりの補助金は幾らぐらいになるのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（増淵慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 筑西市に今放課後児童クラブの事業所は26事業所でございます。1事業所当

たり補助金はどのぐらいというお話でしたけれども、これはどのぐらいの児童さんをお預かりしているかによってかなり差がございますので、詳しくお調べしたほうがよろしければ後日ということになりますが、下に資料がございますけれども、今回この入退管理モデル事業補助金としまして手が挙がっているところは、実は1カ所ございます。こちらにICカード、お子さん分のICカードを持っていただいて、カードリーダーを設置していただいたりとか、そういうようなことでの対応ということになるかと思えます。

○委員長（増淵慎治君） はい。

○委員（三澤隆一君） 業者名はわかりますか。

○委員長（増淵慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） その業者というのは、ものを入れるほうですか。

○委員（三澤隆一君） そうですね、入れるほうです。

○こども課長（児玉祐子君） それはまだ確定はしておりません。

○委員（三澤隆一君） 1者挙がっていると今言われたので。

○こども課長（児玉祐子君） それは事業所さんのほうで、受ける事業所さんは出ておりますけれども。

○委員（三澤隆一君） 最後なのですが、これで出欠の確認と保護者の方へ、例えば今帰りましたよという連絡ができるということなのですが、国のほうで10分の10の補助率ということでありまして、この先これを使って、例えば先ほどちょっと触れられましたけれども、保護者と子供の状況、子供が今こういう状況です。また、保護者の方の悩みとか相談を受け付けるとか、これから先、国のほうで何か考えているような、事業展開といいますか、補助率をそれだけ入れてやっていくということは、何か先があるのかなと思って、ちょっとそれをお聞きしたいなと思えます。

○委員長（増淵慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） これを導入することで、放課後児童クラブの運営がどうなるのかと。まずは国がはかっている状況であるかと思えます。この先がどうなるかということではなくて、今回実は国のほうでは、全国で30カ所導入を予定したようなのですけれども、なかなか手の挙がるどころがなく、うちはぜひにということのお声がかかりもありまして、導入を決めさせていただきたいと思っているところなのですけれども、今のところ18カ所しか導入されていないようでございます。手が挙がっていないような状況だと思えます。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

○委員長（増淵慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 200万円ですよね。この経費というのはどういうことなのですか。さっきのカードリーダーとかだとそんなにかからないよう気がするのですが。

○委員長（増淵慎治君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答えいたします。

実はICカード自体、結構値の張るというようなことを伺っておりまして、それを人数分お子さんたちに持っていただかなければならない。もちろんカードリーダーも設置しなければいけない。カードリーダー自体はさほどではないかもしれませんが、ICカードがなかなか値の張るというようなことを伺ってお

ります。細かいところまではまだちょっと積み上げができていないような状況でございます。

○委員長（増淵慎治君） ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。児玉課長、ご苦労さまでございました。

次に、植木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（植木克則君） 障がい福祉課、植木でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、障がい福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。初めに、7ページをお開き願ひます。第3表、債務負担行為補正でございます。下から2行目、地域生活支援事業委託につきましては、平成29年度の委託事業であり、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願ひするものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願ひたいと思ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節1社会福祉費交付金、説明欄の5、身体障害児（者）等実態調査事務取扱交付金3万6,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは、国が実施いたします平成28年生活のしづらさなどに関する調査、全国在宅障害児（者）等の実態調査に伴う実態調査事務の取扱交付金でございます。交付割合は10分の10でございます。事業内容等につきましては、歳出の中で説明をいたします。

次に、22ページ、23ページをお開き願ひます。3の歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、身障・知障一般事務費3万6,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは、障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児（者）等の生活実態とニーズを把握することを目的として国が実施します、平成28年生活のしづらさなどに関する調査の対象地域へ訪問し、実態調査を行うための調査員の報酬でございます。調査員は職員が兼ねてございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（増淵慎治君） 質疑を願ひます。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。植木課長、ご苦労さまでございました。

次に、大山高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 高齢福祉課の大山です。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、高齢福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。まず、7ページをお開き願ひます。第3表、債務負担行為補正でございます。最下段の生活管理指導事業委託から次のページ、3段目の愛の定期便事業委託までの4事業につきましては、高齢者の在宅福祉サービス事業であります。これらにつきましては、平成29年度の委託事業であり、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担の行為を設定させていただくものでございます。

次に、24、25ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、節28繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金136万7,000円の減

額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険課及び地域包括支援センター職員の人事異動等による人件費の減額によるものでございます。

その下の説明欄、介護サービス事業特別会計繰出金207万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましても、地域包括支援センター職員の人事異動等に伴う人件費の減額及びマイナンバー制度の開始に伴い、行政ネットワークから地域包括支援システムを切り離すための環境整備費の増額との差額分として増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、この後の介護保険特別会計補正予算及び介護サービス事業特別会計補正予算でご説明申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

次に、渡邊ことぶき荘老人ホーム長。

○ことぶき荘老人ホーム長（渡邊道記君） ことぶき荘老人ホームの渡邊です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、ことぶき荘老人ホーム所管の補正予算についてご説明申し上げます。

7ページからの第3表、債務負担行為補正でございます。8ページをお開き願います。表内、上段から4段目、事項、ことぶき荘老人ホーム夜間管理委託、期間、平成29年度、限度額340万6,000円。

続きまして、5段目、事項、ことぶき荘老人ホーム栄養管理委託、期間、平成29年度、限度額420万円。

続きまして、6段目、事項、ことぶき荘老人ホーム調理業務委託、期間、平成29年度、限度額1,719万8,000円。

最後に、7段目、事項、ことぶき荘老人ホーム支援業務委託、期間、平成29年度、限度額2,695万7,000円。

以上のものは、事前の契約を要するための債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。渡邊ことぶき荘老人ホーム長、ご苦労さまでした。

最後に、岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） 介護保険課、岩淵でございます。よろしくお願いいたします。

介護保険課所管の補正予算について説明いたします。16ページ、17ページをお開き願います。歳入でございます。説明欄の96、施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金496万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地域密着型介護保険老人福祉施設開設準備経費に係る補助金であります。詳細については、歳出で説明いたします。

次に、24、25ページをお開き願います。歳出でございます。説明欄の上から2段目の介護保険施設開設

準備経費助成特別対策事業496万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど歳入で説明したところでございますが、地域密着型介護老人福祉施設開設準備経費に係る補助金でございます。この施設は、現在ショートステイ20床分に8床を増設して、新たに28床の地域密着型介護老人福祉施設に転換して整備するもので、筑西市宮山381番地の1、地域密着型介護老人福祉施設さくら荘でございます。対象事業所は、社会福祉法人明康会、理事長、酒井俊忠氏でございます。この事業所を開設するに当たりまして、より安定した施設運営を行うために開設準備に係る経費に対して補助金を交付するものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） 質疑を願います。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。岩淵課長、ご苦労さまでございました。

それでは、続いて議案第78号「平成28年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について審査をしていきたいと存じます。

それでは、医療保険課長、鈴木課長、説明を願います。

○医療保険課長（鈴木利正君） それでは、ご説明させていただきます。

議案第78号「平成28年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましてご説明申し上げます。議案書6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。平成29年度における国民健康保険税コンビニ収納委託、国民健康保険税公金収納情報データ化委託及び特定健康診査受診券等印刷・封入封緘委託につきましては、事前に契約等の事務処理が必要でございますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。歳入でございます。款3国庫支出金、説明欄の3、介護納付金負担金は、介護納付金の交付額の見込みにより2,563万円の減額補正、説明欄の4、後期高齢者医療費支援金負担金についても、後期高齢者支援金の交付額の見込みにより3,487万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下段の説明欄の1、高額医療費共同事業国負担金につきましては、拠出額の変更に伴う1,805万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下段の説明欄の1、普通調整交付金は、介護納付金及び後期高齢者医療費支援金の交付額見込みにより1,701万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款4県支出金でございます。説明欄の1、高額医療費共同事業県負担金につきましては、拠出額の変更に伴う1,805万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下段の説明欄の3、介護納付金負担分につきましては、介護納付金の交付額見込みによる720万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄の4、後期高齢者医療費支援金負担分につきましても、後期高齢者医療費支援金の交付額見込みによる980万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款8共同事業交付金でございます。説明欄の1、高額医療費共同事業交付金につきましては、拠出額の変更に伴う7,221万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄の1、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、拠出額の変更に伴う7,221万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款10繰入金、説明欄の1、職員給与費等繰入金896万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは人事異動及び人事院勧告による給与改定などに伴うもので、国保職員給与関係経費の減額見込みにより、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、その下段の説明欄の1、その他一般会計繰入金3億269万9,000円の増額補正につきましては、国保の被保険者への医療費給付額の増額見込みによる平成28年度国民健康保険特別会計予算の不足額を一般会計から繰り入れるもので、歳出に係る経費の財源として増額をお願いするものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。歳出でございます。款1総務費、説明欄、国保総務職員給与関係経費708万7,000円の減額補正につきましては、歳入でご説明しましたとおり、職員給与関係経費の減額見込みにより減額をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄、国保徴税職員給与関係経費187万9,000円の減額補正につきましても、同じく職員給与関係経費の減額見込みにより減額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、説明欄、一般被保険者療養給付事業2億7,995万2,000円の増額補正につきましては、一般被保険者療養給付費の増加見込みにより、予算に不足が生じないように増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄、一般被保険者高額療養支給事業1億1,619万6,000円の増額補正につきましても、一般被保険者高額療養費の増加見込みにより、予算に不足が生じないように増額補正をお願いするものでございます。

次に、款3後期高齢者支援金等、説明欄、後期高齢者支援事業1億899万6,000円の減額補正につきましては、歳入でご説明させていただきましたとおり、後期高齢者医療費支援金の交付見込み額によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。款6介護納付金、説明欄、介護納付事業8,009万5,000円の減額補正でございます。これにつきましても、納付金の交付額見込みにより減額補正をお願いするものでございます。

次に、款7共同事業拠出金、説明欄、高額医療費共同事業拠出事業7,221万8,000円の増額補正につきましては、高額薬剤の使用の増加等により、1人当たりの医薬費が月額80万円を超える高額医療費が増加していることなどにより、拠出金額の変更により増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄、保険財政共同安定化事業拠出金7,221万8,000円の減額補正につきましては、1人当たり医療費が月額80万円未満を拠出対象とするものでございます。さきに申し上げました高額医療費共同事業拠出金の増額分をここで減額調整するものでございます。減額補正をお願いするものでございます。

次に、款10諸支出金、説明欄、償還金3,720万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成27年度療養給付費負担金及び特定健診等負担金の実績確定に伴う精算による返還金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは質疑を願います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) それでは、これより議案第78号の採決を行います。

議案第78号「平成28年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(増淵慎治君) 挙手全員。よって、可決されました。

それでは、続いて議案第79号「平成28年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について審査をしていきたいと思ひます。

それでは、医療保険課長、鈴木さん、お願いします。

○医療保険課長(鈴木利正君) 議案第79号「平成28年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」につきましてご説明申し上げます。

議案書6ページをお開き願ひます。第2表、債務負担行為でございます。平成29年度における後期高齢者医療に係る事務事業のうち、長寿健康診査受診券等印刷・封入封緘委託、後期高齢者医療保険料コンビニ収納委託、後期高齢者医療保険料公金収納情報データ化委託につきましては、事前に契約等の事務処理が必要でございますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願ひます。歳入でございます。款3繰入金、説明欄の1、人件費繰入金152万6,000円の減額補正につきましては、人事異動及び人事院勧告による給与改定などに伴うもので、後期高齢者医療職員給与関係経費の減額見込みにより、一般会計からの繰入金の減額補正をお願いするものでございます。

次に、説明欄の1、その他繰入金1,616万1,000円の増額補正につきましては、平成27年度における後期高齢者医療療養給付費負担金の確定による精算のため、一般会計からの繰入金の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願ひます。歳出でございます。款1総務費、説明欄、後期高齢者医療職員給与関係経費で総額152万6,000円の減額補正につきましては、歳入でご説明しましたとおり、後期高齢者医療職員給与関係経費の減額見込みにより減額補正をお願いするものでございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、後期高齢者医療給付費納付金1,616万1,000円の増額補正につきましては、歳入でご説明しましたとおり、平成27年度における後期高齢者医療療養給付費負担金の確定により、追加払ひする精算金について増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長(増淵慎治君) それでは、質疑を願ひます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(増淵慎治君) それでは、議案第79号の採決を行いたいと思ひます。

議案第79号「平成28年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、賛成者の挙手を願ひます。

[賛成者挙手]

○委員長（増淵慎治君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。  
暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時

---

再 開 午後 1時

○副委員長（保坂直樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員会条例第12条第1項の規定により、委員長席を交代いたしました。

次に、議案第83号「平成28年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について審査をしていきたいと存じます。

それでは、介護保険課から説明を願います。

岩淵介護保険課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） それでは、議案第83号「平成28年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。介護保険料コンビニ収納委託、介護保険料公金収納情報データ化委託につきましては、介護保険料の収納にかかわる委託事業でございます。

続いて、介護用品（紙おむつ）支給委託から介護予防普及啓発事業委託までの9事業につきましては、高齢者の総合相談及び介護予防等に係る委託事業でございます。これらは平成29年度委託事業でありまして、事前に契約等の事務が必要となるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳入でございます。款1保険料から説明欄の1、現年度分普通徴収保険料144万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下段、説明欄の1、現年度分包括的支援・任意事業交付金256万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下段、説明欄の1、現年度分包括的支援・任意事業交付金128万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下段、説明欄の1、職員給与費等繰入金8万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下段、説明欄の1、現年度分包括的支援・任意事業繰入金128万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

これらにつきましては、介護保険課、地域包括支援センター職員の人事異動及び人事院勧告等による人件費の精算によるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございます。款1総務費からで、説明欄の介護保険総務職員給与関係経費8万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。



次に、その下段、説明欄の介護予防ケアマネジメント事業費658万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

これらにつきましては、歳入で説明したように、職員の人事異動及び人事院勧告による人件費の精査によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○副委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 済みません。何点か。まず1点は、私ずっと聞こうと思っていたのだけれども、コンビニのこれ納付で何件ぐらいあるのか。介護保険で聞くのはあれなのですが、全体的に。介護保険でしか今聞けないので、何件ぐらいあって、どういう支払いをしているのか。コンビニとの契約、この辺について1点と、もう1つは、紙おむつ、1人当たり今何枚配付しているのか、何人ぐらいいるのかだけ、ちょっと教えていただけますか。

○副委員長（保坂直樹君） 岩淵課長。

○介護保険課長（岩淵寿雄君） コンビニの今回の積算のデータなのですが、こちらにつきましては1カ月当たり675件、それで年間12カ月でございますので、年間としては8,100件で、1件当たり57円の金額でございますので、それで今回それに消費税ですか、8%を加えまして49万8,636円という試算をしているところでございます。

続きまして、紙おむつの件なのですが、こちらにつきましては私のほうでも説明したのですが、担当課は高齢福祉課になりますので、課長のほうからかわって説明させていただきます。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 紙おむつの支給枚数でございます。テープ型で1カ月30枚を支給しております。そのほかのパンツ型とかにつきましては、テープ型Mのサイズの見合った枚数ということで支給をさせていただいております。支給人数につきましては、平成27年度で471人に支給をしております。

以上でございます。

○副委員長（保坂直樹君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） コンビニはわかりました。結構これはいらっしゃるのですね。コンビニでしているというあれは。そう思うのですけれども、結構これだとすごい人数が、12掛けるといっているので、こんなに多くの方が利用しているということは、これは大変いいことだと思うのです。収納があるという意味では、わかりました。その件についてはいいです。

あと、紙おむつ、これ1カ月ですか。1カ月1人30枚ということでいいのですか。私の勘違い、ちょっと何か前聞いていたのは違っていたので、今回いろいろ変わっているよなんて言う人がいたので、ちょっとお聞きしているのですけれども、1カ月1人当たり30枚でいいのですね。

○副委員長（保坂直樹君） 大山高齢課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 先ほど申しましたとおりで、テープ型が1カ月30枚を支給しております。今委員さんご指摘、そのほかのパンツ型ですとちょっと値段が高いので、大体1カ月ですと18枚ぐらいの

支給枚数に減ってしまいます。その種類によって枚数が違うということになります。

○委員（真次洋行君） 種類によって枚数が違うということで、はい、わかりました。

○副委員長（保坂直樹君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。6ページなのですけれども、債務負担行為の中で、ちょっと説明、意味がちょっとわからないので、そこだけ教えていただきたいのですけれども、上から4行目の高齢者配食サービス委託とありますよね。意味というか違いですけれども、今度は下から3行目の配食サービス委託、この違いと、あと上から5行目の地域介護予防普及啓発事業委託と一番下の介護予防普及啓発事業委託、同じようにちょっと見えてしまうのですけれども、この違いを教えていただけますか。

○副委員長（保坂直樹君） 大山課長。

○高齢福祉課長（大山竹治君） 高齢者の配食サービスのご質疑でございます。このサービスにつきましては、制度改正に伴いまして対象者、要支援者と要介護者という対象者がございます。その対象者によって事業の補助先が違うものですから、高齢福祉課と地域包括支援センターの2事業に分けて事業を実施している関係で分けてございます。

もう1点の事業につきましても、やっぱり今度制度改正に伴いまして、実施する課が違うもので分けたということでございます。

以上でございます。

○委員（三澤隆一君） ありがとうございます。わかりました。

○副委員長（保坂直樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

これより議案第83号の採決をいたします。

議案第83号「平成28年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第84号「平成28年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について審査をしていきたいと存じます。

それでは、地域包括支援センターから説明を願います。

井川地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） 地域包括支援センター、井川です。よろしくお願ひいたします。

議案第84号「平成28年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。予防給付ケアマネジメント委託につきましては、市内の居宅介護支援事業所に介護認定が要支援1、2の方のケアプランを作成する業務委託でございます。これにつきましては、平成29年度の委託事業であり、事前に契約等の事務処理

を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳入でございます。説明欄1、居宅介護サービス事業分207万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、居宅介護支援事業費255万7,000円の増額から居宅介護職員給与関係費48万6,000円の減額を差し引き、207万1,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございます。説明欄、居宅介護職員給与関係経費48万6,000円の減額補正をお願いするものです。これにつきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の減額補正をお願いするものでございます。

次に、下の段、居宅介護支援事業255万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、地方公共団体情報セキュリティ強化対策を平成29年4月までに実施するために、行政ネットワークと地域包括支援システムを切り離すための環境整備等でございます。主なものは、本庁舎のスピカビル移転に合わせて、光回線工事等の環境整備及びパソコン及びシステム機器の購入費用でございます。

以上が介護サービス事業特別会計の補正予算でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（保坂直樹君） 質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 済みません。6ページの債務のところ、ケアマネジャー委託ということでありませうけれども、これ委託している事業所というか、これは全部ではないと思うのです。何人ぐらいの方がこういう形で、この1,500万円というか、そういう割り振りになっているのか。だから、多分こういう施設の中で、全員施設にあるわけではないと思うのですけれども、マネジャーが。そういうのはどういうふうになっているのか。

○副委員長（保坂直樹君） 井川センター長。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） お答えいたします。

市内の居宅支援事業所は40カ所ございます。その中で現在36の事業所と委託契約をさせていただいております。その中で要介護1、2という認定がおりている方で、予防給付のサービスを利用したいというふうな方のケアプランを立てていただいている状況です。

○副委員長（保坂直樹君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、36の事業所でやっているということで、これはいろいろな、そういう受けるのに、ケアマネジャーの推薦というか、そういう書類がないとこういうのは受けられないわけですね。要支援1だとか要支援2だとか、いろいろな介護のあれは。

○副委員長（保坂直樹君） 井川センター長。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） 済みません。推薦という意味がちょっと……

○委員（真次洋行君） 推薦ということではなくて、例えば事業所でやっている人、その人しか介護は受けられないということでしょう。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） 市内の居宅支援事業所の中に今九十数名のケアマネジャーの方がいらっしゃいまして、その方に要支援の方のケアプランをお願いしたいということで、地域包括支

援センターのほうからお声をかけさせていただきまして、その方と契約を結んで、その後にケアプランを立てるといふふうなことで、そのケアプランの中にサービス事業所との契約というのも入ってまして、サービスを提供しているという状況だと思うのですが。

○委員（真次洋行君） では、例えば今言った、何人かいらっしゃいますけれども、結局それを包括支援センターに相談して、包括支援センターの人が、あそこの施設のケアマネジャーに頼むという方式を今とっているわけですか。

○副委員長（保坂直樹君） 井川センター長。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） お答えいたします。

基本的には、利用者様のご希望をまずお聞きしています。まず最初に利用者様の希望をお聞きしまして、あとは居宅の事業所の方にケアプランを受けていただけるかどうかということの確認をさせていただきまして、受けていただけるということのときに改めて契約をするというふうな形をとっています。

○副委員長（保坂直樹君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、ちょっとしつこいようですけども、結局そのプランを立てて、ここに入りたいとって、その施設が拒否した場合は、また改めてプランを練り直すというか、何というか、そういうことになるのですか。そういう例もあると思うのだよね。実名では言えないけれども。

○副委員長（保坂直樹君） 井川センター長。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） お答えいたします。

施設入所につきましては、要支援1、2の方の場合、施設は限られております。どこの施設というふうなことでご希望されましても、施設の利用状況とかによりまして必ずしもご利用いただけるとは限らない場合がございます。あると思います。100%その利用者の方の希望するサービスにプランが、そういうプランを立てられるかといいますと、100%希望どおりにいかない場合もあるというふうに思います。

○副委員長（保坂直樹君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、わかりました、大体。だから、これのかかる委託費用として1,500万円債務負担行為を出していると、来年度に向けてね、早目にね。そういうことでいいのですね。内容的には大体わかったと思います。

○副委員長（保坂直樹君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 13ページの居宅介護支援事業で、ネットワークから切り離してやるという光回線の関係のようですけども、もう少し、工事の中身がよくわからないのと、あと備品としてどういうものが必要なのか、お願いします。

○副委員長（保坂直樹君） 井川センター長。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） 工事費についてですけども、光回線使用のための電話回線がスピカビルのほうに、このシステム用の回線がないものですから、その回線を引き入れるというふうな工事と、工事費については光ケーブルの配線工事になります。

それから、備品についてですけども、備品については地域包括支援システムをインストールするためのパソコンが8台と、その8台には基本ソフトの導入費用とかも含まれているものでございます。備品は

パソコンが主になると思います。

○副委員長（保坂直樹君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これはマイナンバーに対応して、そういうソフトが必要だったりするということなのですか。あと、パソコンも今までのパソコンではだめだということなのですか。

○副委員長（保坂直樹君） 井川センター長。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） 今までは庁内ネットワークの中に地域包括支援システムと一緒に使うことができていたのですが、先ほどお話ししました国の総務省から自治体に対して地方公共団体情報セキュリティ強化対策ということで、入れていいソフトと切り離しなさいというソフトがありまして、今回地域包括支援センター支援システムについては、庁内情報系のネットワークから分離するよというふうなことで分けさせていただくようお願いしたいと思います。なので、今あるパソコンは私たちが庁内のネットワークで使用するためのパソコンであって、この地域包括のシステムを入れるためのパソコンはまた新たに必要なものです。

○副委員長（保坂直樹君） そのほかございますか。

（「済みません」と呼ぶ者あり）

○副委員長（保坂直樹君） 井川センター長。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） 済みません。先ほど真次委員さんのほうからケアプランを立てる対象の方について、要介護1、2というようなお話があったかもしれないのですが、私たち地域包括支援センターの対象になっていらっしゃる方は要介護ではなくて要支援1、2の方のみになりますので、介護の方につきましては、地域包括支援センターは間に入るということは、相談とかではありませんが、実際に居宅の事業所と契約とかというふうなことは行っておりません。

○副委員長（保坂直樹君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 介護1、2の方は、直接その施設に行って話をすることで解釈でよろしいわけですね。だから一々、一々というのはおかしいのですが、相談などは包括支援センターでは乗るけれども、そういう施設まではやりませんよということでもいいのですね。あと、要支援1、2はそちらでやって、マネジメントで、この人はどうなのかということ審査とか相談しているということですね。

○地域包括支援センター長（井川千恵子君） はい。

○委員（真次洋行君） そういう考えですね。はい。

○副委員長（保坂直樹君） 質疑を終結いたします。

これより議案第84号の採決をいたします。

議案第84号「平成28年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○副委員長（保坂直樹君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで、保健福祉部から市民病院へ入れかえをお願いいたします。

〔執行部入れかえ〕

○副委員長（保坂直樹君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時23分

---

再 開 午後 1時30分

○委員長（増渕慎治君） それでは、会議を再開いたします。

委員長席を交代いたしました。

それでは、次に市民病院の所管の審査に入ります。議案第86号「平成28年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」について審査をしていきたいと存じます。

それでは、病院総務課から説明をお願いいたします。

上村病院総務課長。

○病院総務課長（上村好夫君） 市民病院総務課長の上村でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第86号「平成28年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

まず、第2条では、収益的支出の補正予算でございます。給与費改定と職員の退職、人事異動による増減を給与費の節内で予算を組み替えるもので、款項目での補正はございません。

続きまして、第3条では、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定める補正でございます。6件の業務委託につきまして事前の契約を必要とすることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

初めに、浄化槽維持管理業務委託でございます。病院内のし尿処理浄化槽処理施設の維持管理業務を委託するもので、平成29年度の限度額を180万円とするものでございます。

次に、医療事務業務委託でございます。病院の外来クラーク業務、入退院業務、会計窓口業務、カルテ管理業務、人間ドック受付業務、夜間の救急受付業務などの医療事務関連業務を一括委託するもので、平成29年度の限度額を5,800万円とするものでございます。

次に、SPDシステム管理業務委託でございます。病院が使用いたします診療材料や事務消耗品等を発注から在庫管理、そして払い出しまでを一元管理する業務委託で、平成29年度の限度額を700万円とするものでございます。

次に、給食業務委託でございます。病院作成の献立によります入院患者様への食材の発注、管理、食事の調理、調理器具の管理などを業者に委託するもので、平成29年度から平成30年度までの2カ年の長期継続契約による業務委託をすることを予定してございます。2年間の委託料の限度額を4,300万円とするものでございます。

次に、警備委託でございます。これは病院の夜間につきまして、火災、盗難、不法侵入、不正行為の防止を図るため、警備員及び機械警備による業務委託を委託するものでございます。平成29年度から平成30年

までの2年間の長期継続契約による業務を委託することを予定してございます。2年間の委託料の限度額を1,100万円とするものでございます。

次に、清掃委託でございます。こちらは病院施設の清潔な環境を保持するため、日常の生活業務と年数回の特別清掃について委託するものでございます。平成29年度から平成30年度までの2年間の長期継続契約による委託をすることを予定してございまして、2年間の委託料の限度額を1,500万円とするものでございます。

続きまして、第4条は、当初予算第9条に定めた一般会計からの補助を受ける金額を改めるものでございます。病院事業運営のため、一般会計から病院会計へ補助を受けることができる9つの項目のうち2項目について変更するものでございます。初めに、共済追加費用補助金は、追加費用の額が2,306万円と確定したため、87万2,000円を減額するものでございます。

次に、運営費補助金は、給与手当の増分につきまして、同額を増額補正するものでございます。詳細につきましては、6ページ、7ページの補正予算実施計画説明書をごらんいただきたいと思います。初めに、7ページの節1給料413万3,000円の増額は、職員の採用、人事異動による増でございます。

次に、節2手当827万9,000円の増額は、時間外手当の増額でございます。

次に、節5賃金984万2,000円の減額は、非常勤医師賃金の減額でございます。

次に、節6法定福利費202万4,000円の減額につきましては、人事異動、共済追加費用の率の確定による減でございます。

以上、市民病院の病院事業会計の補正予算でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます。

それでは、審査を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 7ページのところなのですが、手当のところは時間外の分という今の説明だったので、もうちょっと詳しく説明お願いしたいと思います。

それから、あと賃金についてももうちょっと詳しくお願いします。

○委員長（増淵慎治君） 上村さん、よろしくお願いたします。

○病院総務課長（上村好夫君） 手当につきましては、4ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。手当の増減の内訳につきましては、医療業務手当で939万3,000円の減、時間外手当で1,672万3,000円の増となっております。医療業務手当は、医師の特別勤務調整手当の減が主な要因でございます。また、時間外手当につきましては、新中核病院の開院に向けまして、両病院での協議や職員の全体説明会などを平成28年度10月までに行っております。また、電子カルテの稼働に向けまして、その準備といたしまして操作研修やリハーサルを時間外で対応したため、これらの経費が移動してございます。

もう1点、賃金のほうでございますけれども、賃金につきましては、非常勤医師の賃金について、常勤医師では賄えない平日の外来診療や夜間休日、救急の対応をしてございます。平成28年度につきましても、引き続き寄附講座によりまして、内科の常勤医師の確保ができましたが、非常勤医師の診療体制の見直しや非常勤医師に今までお願いしておりました日当直業務、こちらを常勤の医師が賄うということで賃金の

移動がございました。

以上でございます。

○委員長（増渕慎治君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 非常勤の見直しということはどういうことなのかということと、あと常勤が日直をやるということで、その辺は今まではその部分は負担が大きいということで非常勤に任せていたように思うのですが、その辺の考え方が変わったというのはどういうことからなのですか。

○委員長（増渕慎治君） 上村課長。

○病院総務課長（上村好夫君） 今までは非常勤医師のほうで日当直業務をお願いしてございましたけれども、常勤医師のほうで寄附講座によりましてある程度の人数が確保できまして、当直のほうとか日直の業務ができるという体制になりましたので、非常勤医師から常勤のほうへ切りかえてございます。

○委員（三浦 譲君） そういうことですか。わかりました。

○委員長（増渕慎治君） ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。

議案第86号「平成28年度筑西市病院事業会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。ご苦労さまでございました。

ここで、市民病院から教育委員会に入れかえをお願いいたします。

〔執行部入れかえ〕

○委員長（増渕慎治君） 次に、教育委員会の所管の審査に入ります。

議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会所管の補正について説明をお願いいたします。

それでは、学務課から説明をお願いいたします。

山形学務課長。

○学務課長（山形浩之君） 山形です。よろしくをお願いいたします。

それでは、学務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。7ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございます。上から3項目め、小中学校英語活動サポート委託、期間、平成29年度から平成31年度、限度額1億1,577万9,000円でございます。市内の小中学校、幼稚園に外国語指導助手を派遣し、英語力の向上や国際理解の促進を図るための事業でございます。平成29年度当初から派遣するために事前に契約を行う必要があることから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。なお、今回は業者において指導力の高いALTを安定的に確保して派遣していただくために、契約期間を3年間ということで10人分を計上してございます。

続きまして、9ページをお開き願います。真ん中辺になるのですけれども、9項目め、真岡市義務教育委託でございますが、平成29年度の当初から委託するに当たりまして、事前に委託契約を行う必要がある



ことから、限度額100万円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に、その下、10項目め、小学校教師用教科書・指導書購入でございますが、平成27年度に教科書採択がえがございまして、未支給の複数年度使用教科書・指導書を平成29年度当初に支給する必要があることから、限度額36万3,000円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に、その下、11項目め、中学校教師用教科書・指導書購入でございますが、平成28年度に教科書採択がえがございまして、未支給の複数年度使用教科書・指導書を平成29年度当初に支給する必要があることから、限度額377万円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節1義務教育費補助金、説明欄6、特別支援教育就学奨励費補助金22万9,000円の増額補正でございます。特別支援学級に在学し、就学奨励費の交付対象となる児童生徒が当初見込みと比較いたしまして増加したことなどによりまして、国庫補助金交付決定額が増額となったため、今回増額するものでございます。

次に、30、31ページをお開き願います。今度は歳出でございます。説明欄で上から4項目め、教育人事管理費240万8,000円の増額補正でございます。育休職員と学校用務員の配置がえに伴いまして、臨時職員2人の追加雇用としての賃金と不足が見込まれます社会保険料につきまして増額をお願いするものでございます。

次に、その下、特別支援教育就学援助事業151万5,000円の増額補正でございます。特別支援学級に在学いたしまして、就学奨励費の交付対象となる児童生徒が当初見込みよりも41人増加したことによりまして、学用品費、学校給食費等就学奨励費が不足することから増額をお願いするものでございます。

続きまして、その下、派遣主事設置費1,000万円の増額補正でございます。茨城県教育委員会からの派遣により、教育委員会に指導主事6人と社会教育主事1人を現在配置してございますが、本年度指導主事を1人増員してございます。そのことから、県への負担金に不足が生じるため、増額をお願いするものでございます。

続きまして、その下、中学生防犯用品支給事業99万9,000円の増額補正でございます。本年度新規事業といたしまして、中学校生徒全員、約3,000人弱に防犯ブザーを6月に支給いたしましたが、来年4月に入学されます生徒さんに対しまして、早目に防犯ブザーを支給したいということから、本年度中に購入いたしまして支給するということでの増額となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 31ページの派遣主事設置費の1,000万円ですけれども、説明では1人分ということなのですが、ちょっと1,000万円というのとよくわからないのですが、説明をお願いします。

○委員長（増淵慎治君） 1,000万円の内訳。

○学務課長（山形浩之君） 指導主事につきましては、昨年度まで5人お願いしていました。本年度は6人お願いしていますけれども、年度当初におきましては5人分の計上だったのですが、今回人事院勧告が

ありまして、給与が増額になります。それを踏まえまして多目に1,000万円を今回計上させていただいていますが、最終的には県からの負担金の請求があって初めて最終確定になるものですから、1,000万円全額使う見込みではございません。ただ、多目に補正だけさせていただいている状況でございます。

○委員（三浦 譲君） ちょっと多目に見ても1人分だから、ちょっと切りがよくていいのですけれども、現実的にはどのくらいなのか。

○学務課長（山形浩之君） 一人一人の金額が違うのですけれども、一人一人の給料、それと共済の負担金を含めまして、大体1人当たり平均で900万円ぐらいなのです。今回給与、人事院勧告がありましたので、それを見込みまして少し多目の1,000万円を今回計上させていただいています。

○委員（三浦 譲君） これには退職手当、退職のためのあれも入っているのですか。

○学務課長（山形浩之君） それは入っておりません。

○委員（三浦 譲君） 入っていない。はい。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 9ページ、前にも私お聞きした経緯があると思うのですけれども、真岡市の義務教育委託、これって私が議員になってからずっと100万円で推移していると思うのですけれども、これは人数的にはどういう動きがあって、ずっと100万円で固定なのかということをお聞きしたいのと、それと31ページの中学生への防犯ブザー、これって中学生になるとある程度小学生と違って、そういった緊急時の対応って、防犯ブザーなのかなというあれもあるのですけれども、実際にブザーが使われたような報告ってあるのですか。2点お願いします。

○委員長（増淵慎治君） 真岡の学校の関係と、あと防犯ブザーの。

○学務課長（山形浩之君） 真岡市のほうですが、実は久下田小学校と久下田中学校に通学するお子さんにつきましては、本来区域外就学ということで、本来はお金を払わなくても大丈夫なのです。ところが、真岡市が同じように上三川町のほうに子供たちが行っているのですけれども、そちらに負担金を納めている経緯がございまして、同じように筑西市からもいただきたいということで毎年100万円委託契約を結びましてお支払いしている状況でございます。人数でございますが、平成28年度は小学生が15人、中学生が9人、合わせて24人になってございます。来年度の見込みは、小学生が13人、中学生が9人ということで22人の予定になっておりまして、ここ5年ぐらいは20人前後で推移している状況でございます。

あともう1つ、防犯ブザーにつきましては、持っているかどうかということをお学校のほうにアンケートはとっていただいております。全員が持参はしている。ただし、使ったかどうかについては、そこまで私のほうで把握していないのが現状でございます。

以上です。

○委員長（増淵慎治君） 稲川委員。

○委員（稲川新二君） 真岡市のほうにつきましては、前もご説明いただいたとおりだったのですけれども、これは要は何人行こうが行くまいが100万円だということで理解しました。

それと、ブザーのほうは、私、小学生、しかも低学年ぐらいならば不審者がいたりとか、使うということもあるのかなという気がするのですけれども、中学生になるとブザーの配付ってどうなのかなという疑

問を今も持っているところです。それだけでございます。済みません。

○委員長（増淵慎治君） 柴部長。

○教育部長（柴 武司君） 中学生の防犯ブザーなのですけれども、平成27年度に開催しました子ども議会の中で、やはり中学生からも防犯ブザーの支給ということで要望がありまして、それを受けてうちのほうでも検討させていただきまして、やはり携帯をさせるべきだろうということで全員に今年度新規事業ということでさせていただきました。先ほど学務課長が申しましたように、全員携帯をしてございますので、使ったか使わないか、使わないほうが一番いいのですけれども、携帯をするということで来年度以降も続けていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

次に、大木明野学校給食センター長。

○明野学校給食センター長（大木修一君） 明野学校給食センターの大木です。よろしくお願いします。

それでは、議案第77号、一般会計補正予算でございます。第3表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。4行目の明野学校給食センターの調理・配送委託の債務負担行為でございます。期間が平成29年度から平成31年度の3年間でございます。限度額が1億4,250万6,000円でございます。内容としましては、調理配送業務の人件費、それから福利厚生費、細菌検査や健康診断料の保健衛生費、現場経費の事務用消耗品、調理作業用の洗剤等の消耗品代、それから配送車の燃料、車検等の整備代でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

稲川委員。

○委員（稲川新二君） 明野の給食センターっていつまでの考えでしたっけ。

○明野学校給食センター長（大木修一君） 明野については廃止はございません。

○委員（稲川新二君） 明野は廃止はないのですね。わかりました。

○委員長（増淵慎治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

次に、新井協和学校給食センター長。

○協和学校給食センター長（新井 保君） 協和学校給食センター、新井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく議案第77号、一般会計補正予算でございます。ご説明申し上げます。第3表、債務負担行為補正についてですが、9ページの一番下の段にございます。協和学校給食センター調理・配送委託で、限度額が3,445万2,000円でございます。期間は、平成29年度の1年間でございます。協和地区3つの小学校、それから協和中学校、協和幼稚園の学校給食調理及び配送を行うための業務委託にかかわる債務負担行為を

お願いするものでございます。内容につきましては、明野学校給食センターと同じでございます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 明野の場合は3年、協和1年の計画をお願いします。1年契約ということで。

○委員長（増淵慎治君） 1年契約の違い。

○協和学校給食センター長（新井 保君） 協和学校給食センターにつきましては、1年契約ということですが、平成29年度までの調理業務を予定しております。その後、下館と明野の各学校給食センターに調理・配送業務を委託するような予定になっておりますので、1年契約ということをお願いするものでございます。

○委員長（増淵慎治君） いいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） よろしいですね。それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございます。

次に、鈴木施設整備課長。

○施設整備課長（鈴木勝利君） 施設整備課の鈴木と申します。よろしく申し上げます。着座にてご説明させていただきます。

それでは、施設整備課所管の補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、平成29年度事業としまして計画しておりました下館西中学校及び下館南中学校の武道場の非構造部材の耐震化並びに改造工事につきまして、国の平成28年度第2次補正予算におきまして、学校施設環境改善交付金事業として前倒しで採択となりましたので、今回補正予算としてご提案いたしましたところでございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料、補正予算の30ページ、31ページをごらんいただきたいと思います。まず、右側、31ページ、説明欄の一番下になります。中学校施設環境整備改修事業1億139万5,000円の増額補正でございます。内訳としまして、13節委託料、施設環境整備改修工事監理委託料626万円、15節工事請負費、施設環境整備改修工事費9,513万5,000円でございます。内容でございますが、先ほど申し上げましたとおり、下館西中学校及び下館南中学校の武道場非構造部材耐震化改造工事に伴う工事監理委託料並びに改修工事でございます。工事の概要といたしましては、非構造部材の耐震化としまして、大空間であります武道場のつり天井の撤去及び照明器具を撤去しまして、LED化にしております。さらに、スピーカー等の設備器具の落下防止対策工事など、高所に設置された非構造部材の耐震化を行うものでございます。これで下館西中学校、下館南中学校の武道場の非構造部材耐震化工事が完了いたしますと、つり天井が設置されております屋内運動場、武道場の非構造部材につきましては、耐震化が全て完了するところでございます。この完了しまして、地震発生時における大規模な天井等の落下の心配がなくなり、児童生徒の安全が確保されるところでございます。

また、大規模改造工事といたしまして、外壁の塗装、屋根の防水、床、内壁の塗装改修、トイレの環境改善、バリアフリー対策などの工事を実施いたします。

続きまして、左の30ページをごらんいただきたいと思います。30ページの補正額の財源内訳、特定財源の欄の一番下になります。国の支出金といたしまして、学校施設環境改善交付金2,605万9,000円、地方債としまして、学校整備事業債、今のところ合併特例債を借りる予定でございますが、6,960万円を歳入の特定財源として見込んでいるところでございます。なお、これらの工事につきましては、年内の工事完了が困難なことから、全額繰り越しいたしまして、平成29年度に工事の実施を予定しているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） ご説明ありがとうございました。工事監理委託料、委託料というか工事監理の委託なのですが、それと改修工事の業者さんというのはどちらの会社になるのかということですか。

それと、平成29年度からスタートということなのですが、その完成はいつごろまでかということと、体育館はその間は使用できないのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（増淵慎治君） 鈴木課長。

○施設整備課長（鈴木勝利君） 工事につきましては、今後入札手続を行いますので、工事につきましては業者さんは決まっておられません。設計につきましては、金田設計さんとA O I 設計さん、地元の設計業者さんのほうに設計のほうをお願いしているところでございます。

○委員（三澤隆一君） 工事期間、平成29年からスタートなのですが、最終的にいつまでなのかと、その間は全く体育館が使えないのかどうかということですか。

○委員長（増淵慎治君） 課長。

○施設整備課長（鈴木勝利君） 今回体育館ではなくて武道場になります。今回補正予算のほうで採択されていますので、4月1日には事業を執行できますので、入札手続とかいろいろありまして、工事が4カ月間を予定していますので、5月から夏休み前ぐらいまでを予定しています。その間は武道場ですので、剣道の方は体育館で利用していただいたり、違うところを借りたりして授業を実施していただくように学校のほうにはお話ししてあります。

○委員（三澤隆一君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（増淵慎治君） ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） では、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、増田地域交流センター長。

○地域交流センター長（増田 満君） 地域交流センターの増田です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第77号のうち、地域交流センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案書の9ページをごらんください。第3表、債務負担行為補正の上から12行目でございます。

地域交流センター管理運営事業の中で、しもだて地域交流センターの受付案内・施設管理・建築物衛生管理業務を平成29年度の当初から委託するに当たり、事前に契約等を行う必要があることから、限度額797万5,000円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下の13行目でございます。同じく地域交流センター管理運営事業の中で、これも同じくしもだて地域交流センターの夜間管理業務を、これも同じく平成29年度の当初から委託するに当たりまして、事前に契約等を行う必要があることから、限度額276万1,000円の債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の32、33ページをごらんください。歳入歳出の歳出でございます。款教育費、項社会教育費、目公民館費、説明欄の下館地区公民館管理運営事業、この中で61万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、この10月から厚生年金保険、健康保険、いわゆる社会保険でございます。この適用の拡大が行われまして、それに伴いまして新たに加入の対象となります下館地区公民館の館長、全部で9人おりますが、その社会保険料のうち事業主負担分の必要が発生いたしましたので、共済費の増額をお願いするものでございます。ちなみに、新たに加入の対象となる勤務要件というのが、勤務時間が1週間で24時間以上、雇用期間が1年以上で、報酬の額が月額で8万8,000円以上という、こういう要件でございます。

以上でございます。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。増田課長、ご苦労さまでございます。

次に、高島生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（高島雄二君） 生涯学習センターペアーノの高島でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは、議案第77号、一般会計補正予算（第4号）のうち、第3表から生涯学習センター所管の債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。9ページをお開きいただきまして、下から8行目、関本・河内・黒子公民館管理委託、期間、平成29年度、限度額823万5,000円でございます。契約内容といたしましては、3公民館の昼間の貸し出し、施錠、清掃、除草作業等、また夜間の貸し出し及び施錠管理を委託するものでございます。平成29年度当初から業務委託となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に、同じく9ページ、下から5行目になります。生涯学習センター管理委託、期間、平成29年度、限度額147万円でございます。契約内容といたしましては、土日、祝祭日の昼間の貸し出し及び施錠管理、また夜間の貸し出し及び施錠管理を委託するものでございます。平成29年度の当初から業務委託となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございます。

続きまして、内藤明野公民館長。

○明野公民館長（内藤雅之君） 明野公民館の内藤です。よろしくお願いします。

明野公民館所管の補正予算についてご説明申し上げます。第3表、債務負担行為補正の追加でございます。9ページをお開き願います。下から7行目でございます。事項、明野公民館夜間管理委託、期間、平成29年度、限度額138万1,000円でございます。委託内容といたしましては、午後5時から10時までの施設管理を委託するものでございます。4月1日からの業務委託となるため、平成27年度のうちに長期契約として契約を締結するために債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

次に、物井協和公民館長。

○協和公民館長（物井泰男君） 協和公民館長の物井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会、地域交流センター協和公民館の所管の補正予算についてご説明申し上げます。同じく9ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正で下から6行目でございます。事項名といたしまして、協和公民館夜間管理委託でございます。平成29年度の債務負担行為限度額138万1,000円の補正をお願いするものでございます。内容でございますが、平成29年4月1日から協和公民館の夜間貸し出しを行うため、午後5時から午後10時までの夜間管理を委託するものでございます。また、債務負担行為によりまして、事業年度前に予算の執行を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（増淵慎治君） ありがとうございます。質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増淵慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

次に、谷口スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（谷口充男君） スポーツ振興課の谷口です。よろしくお願いします。

日曜日に開催されました第12回ちくせいマラソン大会に際し、議員の皆様のご協力によりまして、盛況のうち無事終了することができました。この場をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議案第77号のうち、スポーツ振興課所管の補正予算について説明させていただきます。着座にて失礼します。

債務負担行為でございますが、9ページをお開き願います。下から3番目の事項名、下館・協和地区体育施設管理委託でございます。下館総合体育館夜間管理、下館トレーニングセンター管理、協和の杜体育館管理委託で777万3,000円でございます。

続きまして、協和サッカー場の夜間管理委託28万2,000円でございます。いずれも平成29年度当初から委託するに当たり、債務負担行為補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

最後になります。次に、齊藤美術館副館長。

○美術館副館長（齊藤瑞留子君） 失礼いたします。しもだて美術館の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、美術館所管の補正予算についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。平成29年度の委託業務に関しまして、事前に契約等の事務処理を行う必要がございまして、債務負担行為をさせていただくものでございます。下から4行目、しもだて美術館受付委託254万7,000円の債務負担行為でございます。

内容につきましてご説明申し上げますと、受付案内業務、美術館チケット販売業務、それから図録の販売業務、それから来館者への駐車券の処理等業務につきまして、アルテリオ3階の美術館ロビーにおいて午前9時半から午後6時まで1名を業務委託するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増渕慎治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増渕慎治君） それでは、質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

以上で議案第77号について、各部の説明、質疑が終了いたしました。

これより採決をいたします。

議案第77号「平成28年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（増渕慎治君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。どうもご苦労さまでございました。

以上をもちまして、福祉文教委員会の審査を終了いたします。

執行部の皆さん、どうも長い間、午前中からありがとうございました。

〔執行部退席〕

○委員長（増渕慎治君） 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時15分